

○栃木県建設工事関連業務委託事務処理要領

(趣旨)

第1条 県が建設工事関連業務（設計、調査、測量等の業務で別表に掲げるものをいう。以下同じ。）を競争入札又は随意契約（以下「入札等」という。）により委託する場合の事務の取扱いについては、別に定めがあるもののほか、この要領の定めるところによる。

(資格審査)

第2条 建設工事関連業務の入札等に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）の審査（以下「資格審査」という。）は、二会計年度ごとに行う（以下「定期審査」という。）ものとする。ただし、新規に資格審査を受けようとする者及び知事が特に認めた者については、資格審査を行わない会計年度においても、これを行うことができる。

(資格審査の申請方法)

第3条 資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める申請書及び添付書類を提出するものとする。

(入札参加資格の制限)

第4条 申請者のうち次の各号の一に該当する者については、入札参加資格を与えないものとする。

- 一 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者
- 二 地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定に該当する事実があったと認められる者で、その事実があった後2年を経過していない者
- 三 県税（地方消費税を含む。）に未納がある者
- 四 県外業者で、法人の申請者にあつては法人税、消費税、個人の申請者にあつては申告所得税、消費税に未納があるもの
- 五 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- 六 前条の申請書（添付書類を含む。）中の重要な事項について虚偽の記載をした者又は重要な事実について記載をしなかった者
- 七 営業に関し、法律上必要とする資格を有しない者

(入札参加資格の認定)

第5条 知事は、前条各号に掲げる者以外の申請者については、入札参加資格を認定し、申請者へ通知するものとする。

2 知事は、前項の規定により入札参加資格を認めた者（以下「有資格業者」という。）を登載した測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

(入札参加資格の有効期間)

第6条 入札参加資格の有効期間は、定期審査を行った日の属する年度の翌年度の4月1日から2年間とする。ただし、第2条ただし書の規定により資格審査を受けたものの有効期間は、資格を認定した日の翌日から、他の定期審査を受けたものの有効期間が満了する日までとする。

(変更等の届出)

第7条 有資格業者は、次の各号の一に該当することとなったときは、当該各号に掲げる者に、速やかにその旨を届け出なければならない。

- 一 死亡したときは、その相続人
 - 二 法人が合併により消滅したときは、その役員であった者
 - 三 法人が破産により解散したときは、破産管財人
 - 四 法人が合併又は破産以外の事由により解散したときは、その清算人
 - 五 廃業（一部廃業を含む。）したときは、本人又は役員
- 2 有資格業者に、申請書記載事項について変更があったときは、速やかに、その旨を届け出なければならない。
- 3 前項の届出を受理したときは、名簿を訂正するものとする。

(有資格業者の認定取消し)

第8条 知事は、有資格業者が次の各号の一に該当するときは、有資格業者としての認定を取り消すことができる。

- 一 有資格業者と認定した後、第4条各号の一に該当することが発覚又は発生したとき
- 二 前条第1項の届出を受理したとき
- 三 正当な理由なく委託契約を履行しないとき
- 四 その他知事が、特に必要と認めたとき

(入札方式の基準)

第9条 予定価格が、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）の適用を受ける委託契約の入札方式は、技術的に高度な業務（建築基本設計、環境影響調査、重要構造物計画調査等をいう。次項において同じ。）を、技術提案書を提出した者の中から特定した者と随意契約により委託する、公募型プロポーザルによるものとする。

- 2 予定価格が特例政令の適用を受けない委託契約の入札方式は、指名競争入札とする。ただし、技術的に高度な業務については、技術提案書の提出を依頼した者の中から特定した者と随意契約により委託する、標準プロポーザルによるものとする。
- 3 公募型プロポーザル及び標準プロポーザルの取扱いに関し必要な事項は、別に定める。
- 4 必要があると認められる場合には、第1項及び第2項の規定にかかわらず、公募型プロポーザル及び標準プロポーザルの入札方式によらない随意契約を行うことができる。

(選定基準)

第10条 指名業者又は随意契約の相手方の選定に当たっては、別に定める栃木県発注の建設工事関連業務委託契約に係る指名基準及び運用基準に留意しなければならない。

- 2 指名業者又は随意契約の相手方の選定は、有資格業者の中から行うものとする。ただし、知事が特殊な事情があると認めたときは、この限りでない。

(電子入札における入札等の相手方の選定)

第11条 電子情報処理組織を使用して行う入札及び随意契約（以下「電子入札」という。）にあつては、前条第2項の「有資格業者」を「有資格業者のうち別に定める電子入札の利用者登録を行った者」に読み替えるものとする。

（発注基準）

第12条 指名競争入札における指名業者数の基準は、次のとおりとする。ただし、2者を限度として増減することができる。

区 分	委 託 料	指名業者数
1	3,000万円以上	10
2	1,000万円以上 3,000万円未満	8
3	500万円以上 1,000万円未満	7
4	500万円未満	6

2 委託する業務の内容、委託の状況、有資格業者数の状況により、第1項の規定により難しいときはその旨を明記し、第1項の基準によらないことができる。

（建設工事等運営委員会）

第13条 委託の相手方（以下「受託業者」という。）は、栃木県建設工事請負業者選定要綱第14条の規定による建設工事等運営委員会において決定するものとする。

（入札の執行）

第14条 入札事務の執行については、入札執行事務処理要領（平成元年3月20日施行）の定めるところによる。

（提出書類の様式）

第15条 契約書に基づき提出する書類の様式については、別に定める。

（秘密の保持等）

第16条 契約の締結に当たっては、秘密の範囲を明確にするとともに、契約書第1条第5項（秘密の保持）を受託業者に周知させるものとする。

2 設計業務の委託については、委託契約締結後、速やかに、受託業者に対し関連建設業者報告書を提出させるものとする。

（業務完了報告書等）

第17条 受託業者から業務完了報告書が提出されたとき、栃木県財務規則第145条の規定に基づき検査を命ぜられた職員は、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

- 一 完了検査を行い、検査に合格したときは、受託業者に検査結果通知書により通知するものとする。
- 二 委託業務完了検査調書を作成するとともに、復命書により検査結果を復命するものとする。

（協議事項）

第18条 契約書において「甲乙協議して定めるものとする。」と規定されている場合の協議は、協定書を作成して協議事項を明らかにしておくものとする。

附 則

- 1 この要領は、昭和57年10月1日から適用する。
- 2 土木事業に係る業務委託事務取扱要領（昭和57年5月31日土木部長通知）は、廃止する。

附 則

県内業者については昭和58年度以降に行う入札参加資格審査から、県外業者については昭和56年度に行った入札参加資格から適用する。

附 則

- 1 この要領の改正は、昭和61年10月1日から適用する。
- 2 この要領は、昭和60年度に行った入札参加資格から適用する。

附 則

この要領の改正は、昭和63年9月16日から適用する。

附 則

この要領の改正は、平成3年3月30日から適用する。

附 則

この要領の改正は、平成7年4月1日から適用する。

附 則

この要領の改正は、平成7年6月19日から適用する。

附 則

- 1 この要領の改正は、平成8年4月1日から適用する。
- 2 本庁以外の指名選考委員会については、なお従前の例による。

附 則

この要領の改正は、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要領の改正は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要領の改正は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要領の改正は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要領の改正は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要領の改正は、令和3年10月1日から適用する。

別表

業 種 区 分	業 務 の 内 容
1 測 量	土地に関する測量及び地図の調整並びに測量用写真の請負又は委託を行う業務
2 建築関係建設コンサルタント	土木建築に関する工事の設計若しくは監理又は土木建築に関する工事に関する調査、企画、立案若しくは助言をすることの請負又は委託を行う業務
3 土木関係建設コンサルタント	
4 地 質 調 査	地質又は土質について調査し及び計測し並びに解析し及び判定することにより土木建築に関する工事の設計若しくは監理又は土木建築に関する工事に関する調査、企画、立案若しくは助言に必要な地質又は土質に関する資料の提供及びこれに付随する業務を行うことの請負又は委託を行う業務
5 補償関係コンサルタント	土木建築に関する工事に必要な土地評価、物件、権利の調査、資料収集及び事業関係調査並びに登記手続関係業務又はこれらに付随する業務を行うことの請負又は委託を行う業務
6 そ の 他	河川敷等の草刈り及び側溝等の清掃の請負又は委託を行う業務並びに知事がこの要領によることが適当であると認めた業務